

# 鳥獣保護法に基づく、最新の鳥獣保護管理制度の概要

特定鳥獣の保護管理に係る研修会(応用編 ニホンジカ)  
平成26年8月18日

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

## 鳥獣保護法に基づく、最新の鳥獣保護管理制度の概要

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の概要・制度**
    - 鳥獣保護法の沿革
    - 鳥獣保護法の体系
    - 特定鳥獣保護管理計画
  - 鳥獣管理及び狩猟における現状と課題**
    - 野生鳥獣の分布(ニホンジカ、イノシシ)
    - ニホンジカによる生態系への影響
    - 鳥獣による農作物被害の状況
    - 鳥獣による森林被害の状況
    - ニホンジカ捕獲数
    - 鳥獣被害防止特措法
    - 鳥獣保護法と鳥獣被害防止特措法の連携
    - ニホンジカの保護及び管理の現状と課題
  - 最近の話題(今後の方向性)について**
    - 抜本的な鳥獣捕獲強化対策
    - 鳥獣保護法の施行状況の検討
    - 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置(中環審答申)
    - 鳥獣保護法改正の概要
- (参考)
- 統計処理による鳥獣の個体数推定について
  - 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン、種毎の保護管理レポート
  - 狙い手確保対策

(1. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の概要・制度)

### 1-① 鳥獣保護法の沿革

○ 我が国における鳥獣法は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

<p>明治6年 <b>鳥獣規則の制定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銃猟のみ規制の対象</li> <li>銃猟の免許鑑札制</li> <li>銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで</li> <li>日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止</li> </ul> <p>明治25年 <b>狩猟規則の制定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>猟具の規制範囲に、網罟、わな罟を追加</li> <li>捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定</li> </ul> <p>明治28年 <b>狩猟法の制定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職猟と遊猟の区別を廃止</li> </ul> <p>大正7年 <b>狩猟法の制定(全部改正)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定が廃止</li> <li>狩猟鳥類についても、ひな・卵の捕獲・採取を禁止</li> </ul> <p>昭和25年 <b>狩猟法の改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護区制度の創設</li> <li>保護鳥獣の飼養許可制度の導入</li> </ul>	<p>昭和38年 <b>鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律(改称)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護思想の明確化</li> <li>鳥獣保護事業計画制度の創設</li> </ul> <p>※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管</p> <p>平成11年 <b>鳥獣保護法の改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定鳥獣保護管理計画制度の創設</li> <li>国と都道府県の役割の明確化</li> </ul> <p>平成14年 <b>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ウらがな化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定猟法禁止区域制度の創設</li> <li>捕獲鳥獣の報告を義務化</li> </ul> <p>平成18年 <b>鳥獣保護法の改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>網・わな免許の分離</li> <li>鳥獣保護区における保全事業の実施</li> <li>輸入鳥獣の標識制度の導入</li> </ul> <p>※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村への捕獲許可権限の変遷</li> </ul>
---	---

3

(1. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の概要)

### 1-② 鳥獣保護法の体系

【法律の目的】  
鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による被害の防止、猟具の使用に係る危険の予防

生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与

- 国**
  - 鳥獣保護事業計画の基本指針
  - 生息環境の保護・整備
    - 国指定鳥獣保護区の指定等
    - 都道府県指定鳥獣保護区の指定等
  - 鳥獣の捕獲規制
    - 狩猟鳥獣の指定
    - 狩猟制度の管理
    - 特に保護を図るべき鳥獣の捕獲許可等
  - その他
    - 狩猟制度の運用
    - 捕獲許可(有害鳥獣捕獲等)の運用
- 都道府県**
  - 鳥獣保護事業計画
  - 特定鳥獣保護管理計画(任意計画)

4

(1. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の概要・制度)

### 1-③ 特定鳥獣保護管理計画

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。

- 計画のねらい: 地域個体群の長期にわたる安定的維持
- 策定主体: 都道府県が策定(任意)
- 対象: ニホンジカやイノシシ等の地域的に著しく増加している種や地域個体群、またはクマ類等の地域的に著しく減少している種や地域個体群

**計画達成のための三本柱**

- 個体群管理**  
目標設定を踏まえた適切な捕獲や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整
- 生息環境管理**  
鳥獣の生息環境の改善等による生息環境の保全・整備
- 被害防除対策**  
防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

→ 計画を策定した場合に可能な狩猟の特例措置

- 捕獲等が出来る期間の延長(狩猟期間の範囲内)
- 捕獲制限の緩和
  - 頭数制限(1日に1人が捕獲する頭数)を緩和
  - 猟法制限(くわの直径12cm以下)を緩和
- 特別保護区制度の活用

※ 平成26年4月現在、特定計画は、46都道府県において、ニホンジカ(40)、イノシシ(38)、ニホンザル(21)、ツキノワグマ(21)、カモシカ(7)、カワウ(4)の6種について作成(計131計画)

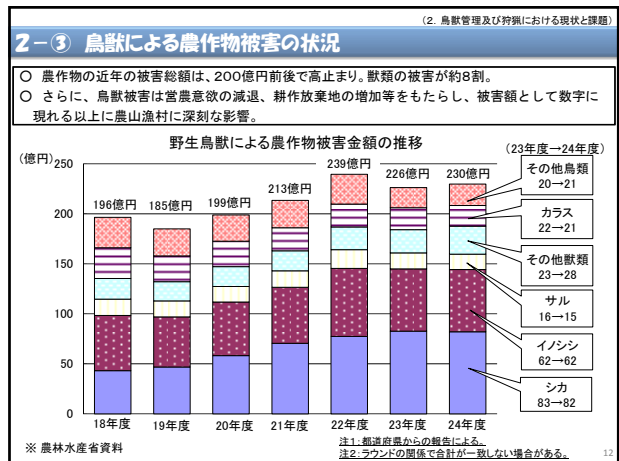
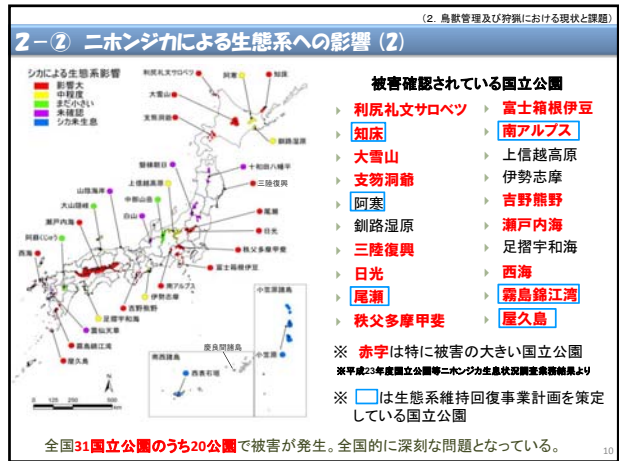
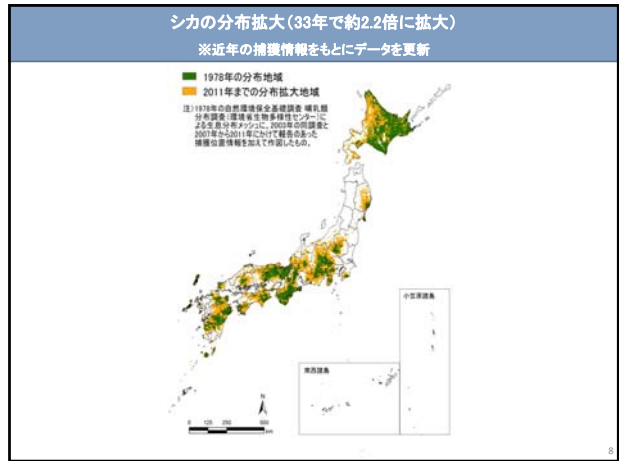
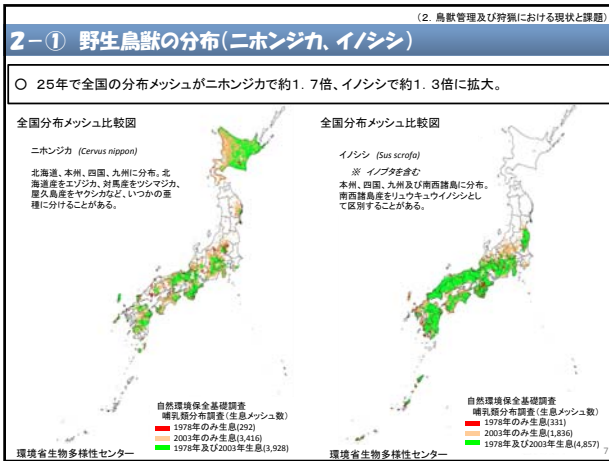
5

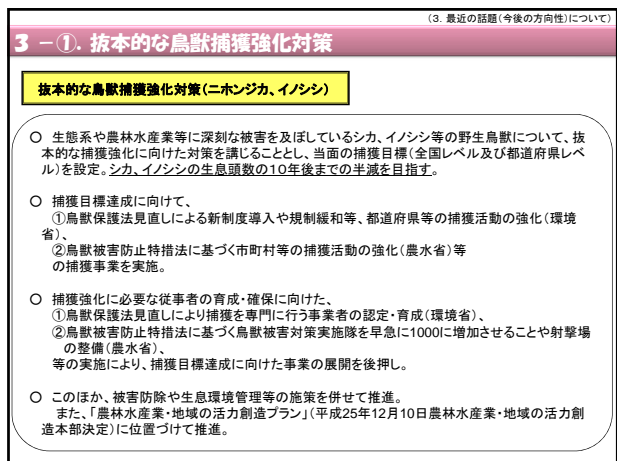
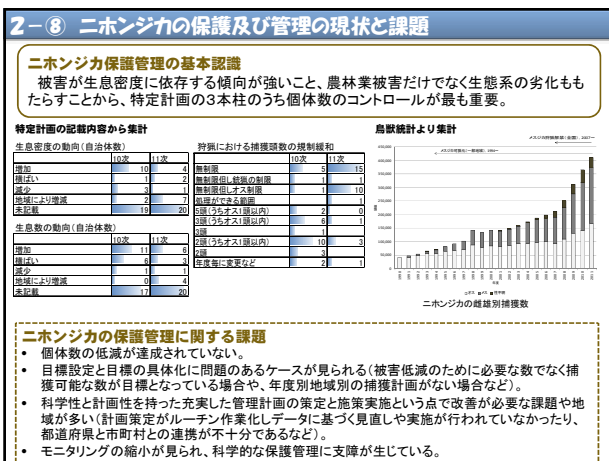
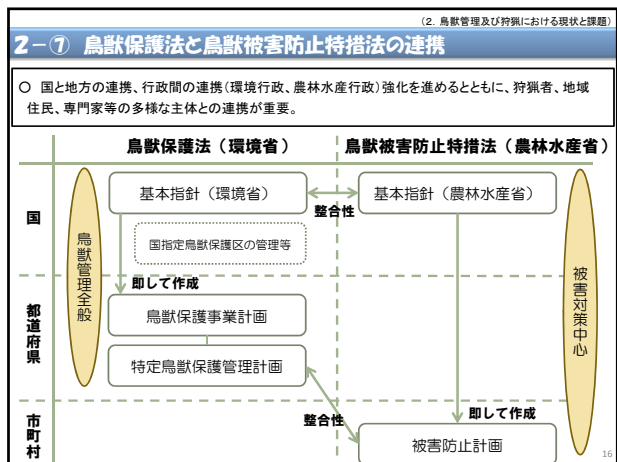
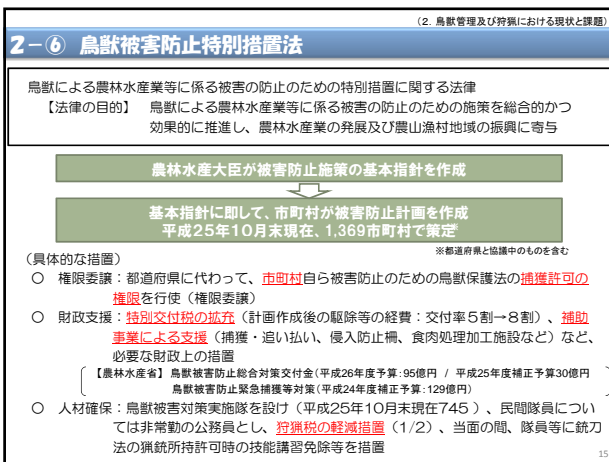
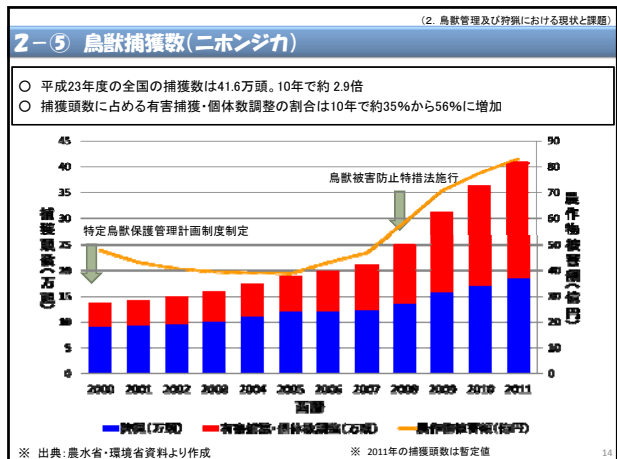
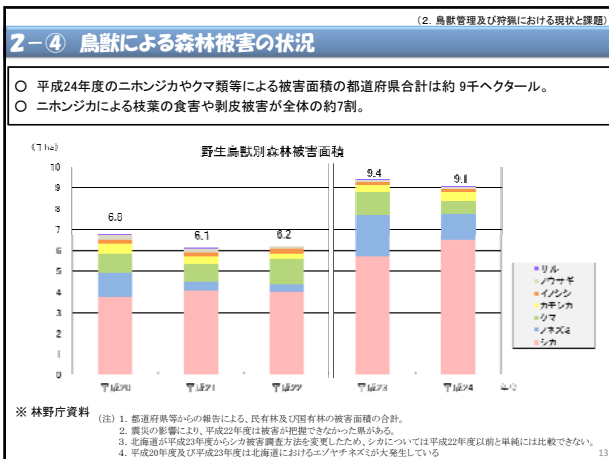
### 特定鳥獣保護管理計画の策定状況

特定鳥獣保護管理計画は、現在6種について策定されており、生息分布と策定状況の関係は以下のとおり。

種	狩猟鳥獣	策定都道府県数	主たる分布地域のカバー割合
ニホンジカ	○	40	100%(38/38)
イノシシ	○	38	93%(38/41)
クマ類	○	21	68%(21/31)
ニホンザル		21	51%(21/41)
ニホンカモシカ		7	23%(7/30)
カワウ	○	4	9%(4/46)

狩猟鳥(ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ)の策定数が多く、特に、ニホンジカ及びイノシシは分布域のほとんどをカバーしている。ニホンザルについては、特に西日本での策定が進んでいない。環境省では、24年度より、主たる種(ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、カワウ)について、それぞれ保護管理検討会を設置、現状や課題の評価等を実施。次頁以降で一部を紹介する。





### 3-②. 鳥獣保護法の施行状況の検討

(3. 最近の話題(今後の方向性)について)

- ニホンジカ、イノシシ等の生息域拡大と個体数増加により、希少な高山植物の食害、森林内の樹皮はげ等の自然生態系への影響、農林水産業被害、生活環境被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化による鳥獣捕獲の担い手が不足

**鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び将来に渡り適切に機能する鳥獣保護管理体制の構築が急務**

平成24年12月 中央環境審議会答申

平成25年3月 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会 設置

平成25年5月 施行状況の検討(1回)

パブリックコメント

小委員会報告とりまとめ

平成26年1月 自然環境部会の答申

### 中央環境審議会 自然環境部会 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会

検討の経緯	
平成25年5月13日	第1回小委員会(現状と課題等)
5~6月	現地調査(知床、丹沢)
6月10日	第2回小委員会(関係団体ヒアリング等)
6月28日	第3回小委員会(関係法令、特定計画等)
8月7日	第4回小委員会(主な論点等)
9月10日	第5回小委員会(講ずべき措置)
10月16日	第6回小委員会(講ずべき措置)
11月6日	第7回小委員会(答申素案)
11月18日~12月17日	<パブリックコメントの実施>
12月24日	自然環境部会(答申素案の中間審議)
平成26年1月	第8回小委員会(答申案)
	自然環境部会(答申)

**小委員会 委員名簿** (五十音順、敬称略)

〇 委員

**臨時委員**

- 石井 信夫 東京女子大学現代教養学部教授
- 尾崎 清明 (公助)山陽鳥獣研究所副所長
- 小泉 遼 (独)森林総合研究所研究コーディネーター
- 染 英昭 (公社)大日本鳥獣会会長
- 高橋 徹 (土壌農薬部会) (公財)中央果実協会副理事長
- (一社)大日本猟友会総務委員会委員長代理

**専門委員**

- 磯部 力 國學院大学法科大学院教授
- 坂田 宏志 兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授(兵庫県森林動物研究センター主任研究員)
- 汐見 明男 全国町村会政務調査会財政委員会委員長(京都府井手町長)
- 羽山 伸一 日本獣医生命科学大学獣医学部教授
- 福田 珠子 全国森林研究グループ連絡協議会副会長
- 三浦 慎悟 早稲田大学人間科学学術院教授

### 3-③. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置 (中環審答申)

- 鳥獣被害の現状と課題を踏まえ、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び捕獲体制の強化等が急務

**鳥獣管理の充実**

深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等について、従来の捕獲規制とその解除による鳥獣の「保護のための管理」という考えから、積極的な「管理(マネジメント)」に転換。

<p><b>都道府県等による捕獲の強化</b></p> <p>全国的に被害が深刻化しているシカ等について、都道府県や国が計画に基づく捕獲事業を実施</p> <p>※捕獲事業に係る規制緩和の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲許可を不要とする</li> <li>狩猟の種による捕獲を可能とする(認定事業者が行う場合)</li> </ul>	<p><b>鳥獣管理体制の強化</b></p> <p>シカ等の捕獲を行う事業者を認定する制度を創設。捕獲許可手続を簡素化し事業の円滑な実施を支援。</p> <p>地域の若い捕獲従事者を確保する観点から新たな猟、網猟の免許取得年齢(現20歳以上)を引き下げ</p>
---	---

**被害防止のための捕獲の促進に向けて**

国が、シカ等の個体数の調査や都道府県の取組の評価を行う等、都道府県に対する指導力を発揮

被害の状況や捕獲の意義・必要性について国民の理解を醸成

その他、住宅地への鳥獣の出没への麻酔銃による対応等

**鳥獣保護法の改正も含めて対策を強化**

### 3-④. 鳥獣保護法改正の概要

#### 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年通常国会 法律第46号)

※ 5月30日公布、5月31日公布日施行、その他は公布の日から1年以内の政令で定める日から施行

**改正の必要性**

ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化

狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

**改正内容**

- 題名、目的等の改正
- 施策体系の整理
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
- 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
- その他
  - 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
  - 網猟免許及びびわな猟免許の取得年齢の引き下げ
  - 公務所等への照会規定の追加

### 1. 題名、目的等の改正(第1条・第2条)

**【題名】**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

↓

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

**【目的(第1条)】**

この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

**【定義(第2条)】**

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

- 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

### 2. 施策体系の整理(第3条、第4条、第7条~第7条の4)

**【現行】**

基本指針(環境大臣)

↓ 即して作成

都道府県知事が策定

鳥獣保護事業計画(必須)

全ての鳥獣

↓

特定鳥獣保護管理計画(任意計画)

その生息数が著しく減少している鳥獣

その生息数が著しく増加している鳥獣

**【改正法】**

基本指針(環境大臣)

↓ 即して作成

都道府県知事が策定

鳥獣保護管理事業計画(必須)

全ての鳥獣

↓

第一種特定鳥獣保護計画(任意計画)

その生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣

↓

第二種特定鳥獣管理計画(任意計画)

その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣

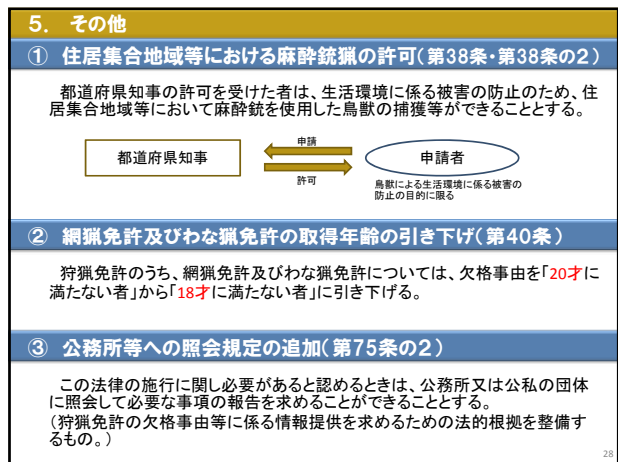
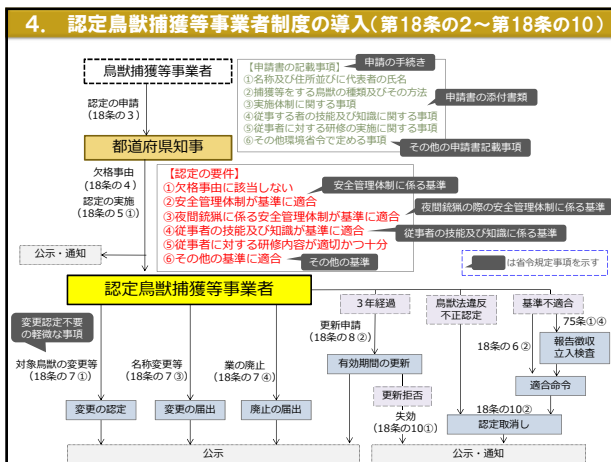
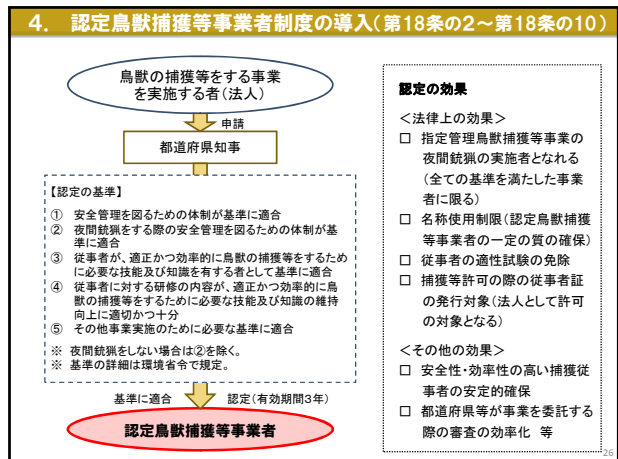
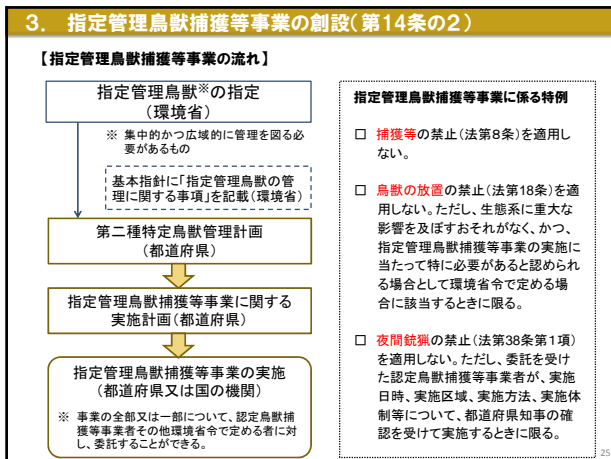
↓

環境大臣が策定

希少鳥獣保護計画(任意計画)

↓

特定希少鳥獣管理計画(任意計画)



**(参考)改正法施行までのスケジュール**

	平成26年						平成27年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
改正法の公布(5月30日)												
改正法の施行												
基本指針	検討(審議会等)			パブリック	農水省協議		基本指針の公布					
施行令(政令)								施行令の公布				
施行規則(省令)				検討(関係団体からの意見聴取等)								
通知				検討(基本指針、政省令対応部分)				施行通知発出			通知発出	
鳥獣保護管理事業計画					検討(審議会)							計画の策定
第1種特定鳥獣捕獲計画/第2種特定鳥獣捕獲計画					検討(審議会)							計画の策定
認定鳥獣捕獲等事業者制度の準備												規定期可整備

**(参考) 統計処理による鳥獣の個体数推定について**

(第4回鳥獣保護のあり方検討小委員会資料)

## 統計処理による鳥獣の個体数推定について

平成25年8月  
環境省自然環境局

## 統計処理による個体数推定

- 捕獲数や捕獲効率、生息数に関する数値（生息数指標）と捉えることができることから、捕獲数及びそれに関連するデータを用いて全国の個体数を推定<sup>※1</sup>。加えて、捕獲努力量に応じた将来の生息数のシミュレーションを行った。
- 統計手法の性質として推定値には幅があるが、今後の保護管理の目安として活用するものであり、随時新たなデータを活用して補正を行っていく。
- ニホンジカ<sup>※2</sup>及びイノシシを対象とした（それ以外の種は、この手法では適切な推定が困難）。

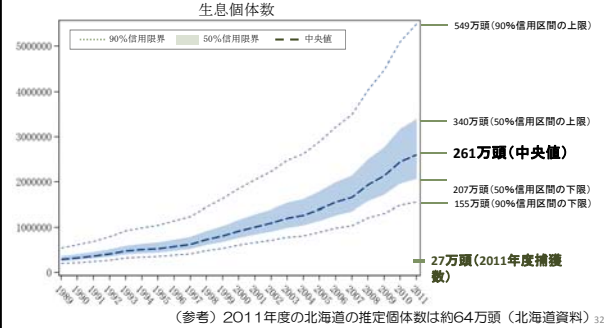
※1 「階層ベイズ法」という統計手法を用いた。本手法は、水産資源管理の分野で活用が進んでいる。本推定には、兵庫県立大の坂田宏志准教授の協力を得た。

※2 北海道は、独自に推定を行っていることから対象から除いた。

31

## 個体数推定の結果（ニホンジカ）

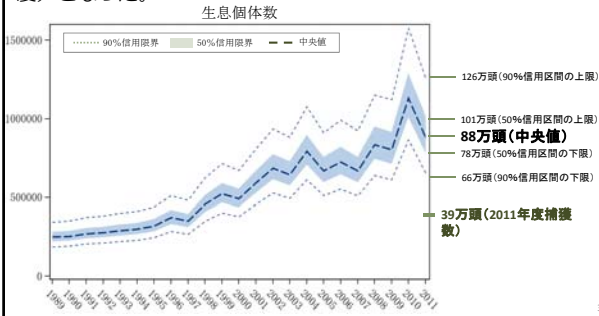
1989～2011年度までの捕獲数を用いて推定を行ったところ、全国のニホンジカ（北海道除く）の個体数は、中央値で261万頭（2011年度）となった。



32

## 個体数推定の結果（イノシシ）

1989～2011年度までの捕獲数を用いて推定を行ったところ、全国のイノシシの個体数は、中央値で88万頭（2011年度）となった。

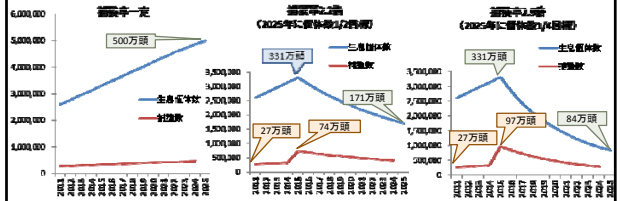


33

## 捕獲数シミュレーション（ニホンジカ）

2015年度から対策を強化すると仮定し、2025年度の個体数目標（2015年度の1/2及び1/4）を達成するために必要な捕獲数のシミュレーションを試行した。以下の数値はいずれも中央値。

- 捕獲率<sup>※</sup>を維持 → 500万頭（2025年）
  - 捕獲率を2.2倍 → 171万頭（2025年、2015年のほぼ1/2）
  - 捕獲率を2.9倍 → 84万頭（2025年、2015年のほぼ1/4）
- ※ 捕獲率：推定個体数に対する捕獲数の割合



※ ここでは中央値を示しているが、推定には幅があることに留意し、対策の実施に合わせて随時評価する必要がある。

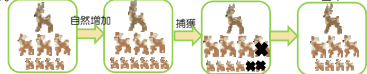
34

## （参考）統計処理による鳥獣の個体数推定について

- 未知の数値について、複数の関係する数値や事前の知識をもとに、全ての可能性のある数値を試して説明可能な数値を探していく手法（階層ベイズ法）を用いた。近年発達した統計学的手法に、コンピューターの性能向上が合わさって活用可能となった。

- 今回の推定については、例えばシカについて、

①  $\text{生息個体数(翌年)} = \text{生息個体数(ある年)} \times \text{自然増加率} - \text{捕獲数}$  で表される。



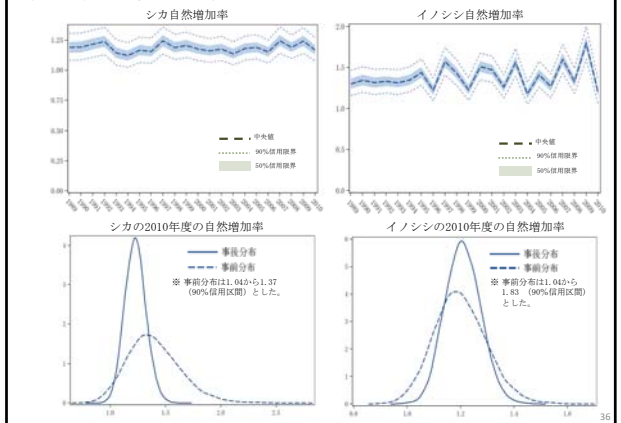
② また、 $\text{生息個体数(翌年)} = \text{生息個体数(ある年)} \times \text{ある年と翌年の生息数指標の変化率}$  の数式でも表される。生息数指標には、今回は捕獲数及び狩猟者登録数（銃、わな）あたりの捕獲数を用いた。捕獲数は、同じ努力量かけた場合個体数が多いほど捕獲数も多くなることから、生息数指標とできる。

理論的には、①、②の連立方程式を解くことにより生息個体数が算出できるが、自然増加率や生息数指標は、自然条件や社会条件の変化等もあり毎年変動し、単純に計算できないことから、確率統計の分析手法を適用して算出した。

※ 自然増加率は、既知の見解から範囲（今回は1.04～1.36）を与えて、その中で妥当な数値を探した（2010年度の中央値は1.211となった）。

35

## （参考）自然増加率の推定結果




36

**甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業 平成25年度補正予算額 500百万円**

**現状と課題**

- ニホンジカ、イノシシ等野生鳥獣の生息域の拡大・個体数の増加により、自然環境への影響や農林水産業被害が深刻化。
- 鳥獣捕獲の主たる担い手である狩猟者の減少・高齢化により捕獲従事者が不足しており、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び経費体制の強化等が急務。
- 平成25年9月、環境省において、統計手法を利用してシカ及びイノシシの全国における個体数を推定し公表。全国的な観点で対策を強化するためには、都道府県別の個体数推定値を算出し、それぞれの捕獲目標を設定することが必要。



**属するマンパワーと予算を効果的かつ効率的に活用することが重要であり、戦略的な事業実施が不可欠**

**甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等調査事業**

**■ 対象種・・・ニホンジカ、イノシシ**  
(ニホンジカ) ・農作物被害に加え生態系への影響が甚大。かつ、広域に移動。増加率が高いため、動体数を減らすことが重要  
都道府県毎に個体数の把握と、捕獲目標の設定が急務。

**■ 事業内容**

- ・全国的な生息状況・生息密度等の調査
- ・統計手法を用いた個体数推定及び将来予測

＜ニホンジカ：都道府県別＞  
＜イノシシ：広域ブロック別＞

(イノシシ) ・農作物被害が主であり、加害個体の捕獲が重要  
・個体数の多い地域、分布拡大域の先端での捕獲が重要  
地域別個体数や分布状況の把握が急務。

**■ 都道府県別の捕獲目標を設定するなど、科学的根拠をもつて効率的に捕獲力を発揮。都道府県が作成する第2種特定鳥獣管理計画に反映し、対策を抜本的に強化**

**「生物多様性の維持・回復」、「国土の保全」、「農山村の振興」等を図り、国民の健全な社会経済活動の維持・向上を推進**

**(参考) 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン、種毎の保護管理レポート**


- 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン：  
特定鳥獣保護管理計画を策定する際の具体的な進め方や、保護管理の目標設定の考え方を示したガイドライン。
- 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン  
ニホンジカ編、イノシシ編、ニホンザル編、クマ類編、カモシカ編
- 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き  
カワウ編  
・ニホンジカ、ニホンザルについて、H27改訂に向けた検討を今年度開始
- 種毎の保護管理レポート：  
保護管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見・技術を収集しとりまとめたレポート。
- 保護管理に関するレポート（H24～）  
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、カワウ  
・毎年度作成し、都道府県へ配付

**・環境省HP(野生鳥獣の保護管理) <http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>**

**(参考) 担い手確保対策**

- 鳥獣捕獲の担い手となる若手狩猟者の育成を図るため、狩猟免許取得に向けたフォーラムを全国で順次開催。平成24年度、25年度で、合計約3,750人が参加し、うち6割が40歳代以下。

**狩猟の魅力まるわかりフォーラム** 【平成26年度開催予定】



- H25年度、全国9箇所で開催
- 一般来場者 全体で約2,250名
- ・64%が40歳代以下
- ・77%が狩猟免許未取得者
- ・狩猟のイメージが良くなった人 69%
- ・参加後の狩猟免許取得希望者 71%

**女性の説明** **ジビエの試食**